**電子カルテシステム更新支援業務仕様書**

１．委託業務名

　　宇陀市立病院　電子カルテシステム更新支援業務

２．委託業務の場所

　　〒633-0298

　　奈良県宇陀市榛原萩原８１５

　　宇陀市立病院

３．業務委託の前提と目的

　　宇陀市立病院の電子カルテシステムは平成３０年度に稼働し、約６年が経過している。令和８年度には診療報酬改定が控えているが現システムでは改定に対応できない。また、物理的な機器類の経年劣化も目立つためシステム・ハードウェア双方の入替が必要となり、今後の医療体制に適応し、効率的・迅速的なサービスを提供できる医療環境構築を行わなければならない。

　この電子カルテシステムの導入にあたっては、その他の部門システムを含めた病院全体の業務システムの見直しや統合及び業務の電子化を進め、国の求める地域包括ケアシステムの地域中核病院として良質な地域医療包括ケアを継続するために必要な病院経営システムを構築できることが前提である。

　このため、先の前提条件を達成するための電子カルテシステム更新に関する、情報業務改善提案、さらにシステム更新にかかる調査、計画立案、仕様書作成、導入業者選定及び契約締結等の業務を導入支援業者に委託し、これに関わる助言、提案、指導などの支援を受けることを目的とする。

４．別紙提示資料　宇陀市立病院

　　電子カルテシステム更新スケジュール(案)

５．委託期間

　　契約締結日～令和７年３月３１日まで（応相談）

６．プロポーザル参加条件

(1)本件公告の日から契約候補者決定の日までの間に、公的な機関から指名停止の期間がない者であること。また、契約候補者決定の日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者でないこと。

(2)契約候補者決定の日において、会社更生法（昭和１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の開始、若しくは更生手続の開始の申立てがなされていないこと。

(3)電子カルテシステム会社及びその関連会社との資本関係がなく、完全に中立であることが証明できること。

(4)情報システムの安全性・拡張性等を理解した専門的スキルを有するチームで対応できる事。

７．提案書の提出

　令和６年８月１６日から令和６年８月２８日までの間に、以下の項目について企画提案書を２０部提出すること。

　①システム導入支援に関する考え方

　②医療情報を取り巻く環境の変化についての認識

　③現状業務及び業務課題の可視化

　④病院電子カルテシステム更新体制の導入工程別目標

　⑤システム開発に必要な業務要件の定義、機能構成システム構想(想定するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の構成)構築費用積算などに関する仕様書策定手法

　⑥構築ベンダーの選定手法（公立病院的なもの）

　⑦その他自由提案

　⑧期間総額見積

８.業務内容

(1)コンサルティングの包括的要件

　①既存システムベンダーとの連携及び当院の運用を含めた意見を勘案し、より良いシステムを構築するためのコンサルティングを実施すること。

　②１５０床以上の病院における同種のコンサルティングの業務実績及び電子カルテシステム導入支援の業務実績について書類を提出すること。

　③コンサルティングとして当院で業務を行う日程は、全体スケジュールを踏まえ、当院の方針及び病院業務の進捗に合わせ調整すること。

　④上記以外に「市立病院電子カルテ導入提案説明会」等コンサルティングのため同席する必要がある場合は対応すること。

　⑤当院で業務を行う以外の対応については、電話、ファクシミリ、電子メール等によりコンサルティングを継続すること。

　⑥効率的で無理のない全体スケジュール作成支援を行うこと。

　⑦システムの調達範囲について他院での導入事例や費用等の比較検討を行い、病院の意志決定を支援すること。

（２）病院情報システムの仕様書作成支援業務

　①事前確認

　　a.病院情報システム構築におけるネットワーク構成及びシステム構成等について無線LAN・クラウド化・仮想化等を踏まえた検討を行うこと。

　　b.当院の関係するすべての部門にヒアリングを実施し、各部門の実務における非効率や不満足な点を重視した現状分析や課題抽出を行い、検討課題・要望を整理し計画を策定すること。

　②資料提供招請に伴う支援業務

　③意見招請に伴う支援業務

　　a.調達範囲に対して要求事項が過大となった場合は院内調整と見直しを行うこと。

　　b.調整・見直し事項に基づく仕様書（案）を作成すること。

　　c.仕様書に基づき、ＨＩＳベンダー及び部門システムベンダーとの交渉に対応すること。

　　d.仕様書への意見に対する各ベンダーへの確認を含む回答作成支援を行うこと。

　④システム構築業者を選定するために必要な要求仕様書作成業務

　　a.システム要求仕様書は以下の内容を充足させること。

　　ア　前提条件

　　　・システム更新目的、基本方針

　　　・関係法令の明示、遵守

　　　・システム稼働時期

　　　・当院の将来計画（病院電子カルテシステム更新に係るもの）

　　　・その他

　　イ　新システムの基本的要件

　　　・システム化範囲

　　　・利用するユーザーの特定

　　　・必要なセキュリティレベル（機密性、完全性、可用性）の確保

　　　・業務量、データ量に応じた処理能力

　　　・操作性、ユーザビリティや視認性、統一性の確保

　　　・職種間のシームレスな情報共有

　　　・マン・マシン・インターフェイスの現有システムからの改善

　　　・特に既存の部門システムとの連携改善

　　　・医療情報データベースとのデータ連携における省力化

　　　・システムダウンが発生した場合の代替、復旧方法

　　　・システム概念図、システム構成図、システム機能図

　　　　（要求仕様書）

　　　・基幹・部門システムの設置場所

　　　・その他

　ウ　研修、教育

　　　・職員研修体制の構築及び提供（研修環境の整備、研修期間）

　　　・ユーザー教育及びシステム管理体制

　　　・受講者の理解度、習熟度が識別できる研修履歴の管理

　　　・その他

　エ　インフラの整備

　　　・通信回線容量、帯域確保

　　　・情報基幹整備（病院内LAN等）、冗長性の確保

　　　・建物の調査（配管・配線箇所等）

　　　・必要なラック数や電力容量の見積もり

　　　・二次電源設備の必要性の配慮

　　　・その他

　オ　更新スケジュール、システム移行、その他関連事項

　　　・システム更新の全体スケジュール

　　　・現基幹システム、部門システムの段階的整備スケジュール

　　　・診療業務及び診療報酬請求事務等の運用変更

　　　・財団法人医療情報システム開発センター（以下「MEDIS-DC」という。）やJAHISが中心となって策定した標準的な規格及び標準マスタ利用時の留意点

　　　・IHE-J2013年以降のコネクタソン結果一覧表にて、接続可能なシステムはすべてこれに準拠して接続するための方策をつくること

　　　・現行システムと新システムの並行稼働時のデータ入力方法、サーバ機器、ネットワーク運用

　　　・その他

　カ　稼働後のシステム運用・管理、保守、附帯作業

　　　・定型的業務に加えて、ヘルプデスク・障害対応等を考慮した運用及び保守体制

　　　・サーバや端末、ネットワーク環境等の稼働状況監視及びログ管理

　　　・セキュリティポリシーに違反したユーザーや端末の検出

　　　・レセプトや統計資料等の再出力が容易な環境及びデータバックアップ方法

　　　・カルテ開示要求等に柔軟に対応可能なバックアップデータの保管、復元方法

　　　・診療報酬改定時作業の適応

　　　・バージョン管理、カスタマイズ内容管理、配付等が容易なソフトウェア保守

　　　・リモートメンテナンス環境の準備及び監視

　　　・旧システムの機器やネットワーク等、不要設備の整理・撤去

　　　・ハードウェア点検や保守時のサービス維持

　　　・その他

　キ　費用概算の見積もり

　　　・現基幹システム（ハードウェア、ソフトウェア、移行費用、設置・現場調査）

　　　・部門システム（ハードウェア、ソフトウェア、移行費用、設置・現場調査）

　　　・インフラの整備（設計、ハードウェア、工事、設置・現場調査）

　　　・ソフトウェア使用許諾権料、保守料

　　　・ハードウェア機器保守料

　　　・通信回線使用料

　　　・想定される外部運用要員の総人件費

　　　・運用支援、賃借料等

　　　・次期の病院情報システムへのデータ移行料（自社へと他社へに分けて）

　　　・その他

　　b.仕様書の作成にあたっては特定の会社の特定の機能を出来る限り排除すること。

　　c.当院の運用を十分に理解し、意見を反映した仕様書を作成すること。

　　d.パッケージ機能を原則とした効率的な仕様書を作成すること。

　　e.やむを得ずパッケージ機能以外の仕様を必要とする場合には極力開発工数が少なくする仕様とし、システム開発費用が抑制できる仕様書を作成すること。

　　f.クリニカルパスの運用を盛り込んだ仕様書を作成すること。

　　g.24時間365日診療を停止することなく、円滑な運用が可能なハードウェアであり、保守管理も質の高いものを見極め、仕様書に盛り込むこと。

　　h.クライアント・周辺機器は、当院の業務量等を十分調査し、職員の共同利用を勘案した効率的な配置とすること。

　　i.保守費用の抑制を意識した仕様書を作成すること。

　⑤仕様書外の部門システム等に関する事項への支援業務

　　a.仕様書に盛り込まない部門システムについても、病院情報システム導入時に稼働するよう支援し、最小限の費用で効率的な運用を可能とすること。

　⑥総合評価に関する支援業務

　　a.仕様内容を踏まえ、特に当院の重点課題を盛り込んだ評価基準の必須項目と加点項目の配点について作成すること。

　　b.応札技術解答書の評価基準への適合精査及び加点項目の評価業務の支援を行うこと。

　　c.総合評価に関してＨＩＳベンダー及び部門システムベンダーとの交渉に対応すること。

（３）調達価格の抑制支援業務

　①資料招請から仕様書作成まで一貫して調達価格抑制のための支援を行うこと。特にＨＩＳベンダー及び部門システムベンダーと十分な連携を図り、可能な限り調達価格を抑制するよう努めること。

　②予定価格決定及び調達価格抑制のための市場実勢価格調査を実施すること。

　③調達価格抑制についての具体的な手法を複数示し、当院と情報共有のうえ実施すること。

（４）システム導入業者選定会支援業務

　①システム導入業者選定会説明会から当該選定会までの支援業務

　a.システム導入業者選定会説明会から当該選定会まで参入業者からの疑義照会に対する回答を作成すること。

　b.明確な理由により、仕様の追加・削除・変更の必要が生じた場合は速やかに対応すること。

　②システム導入業者選定（プレゼン等）から決定までの支援業務

　a.参加業者から提出される応札技術仕様書の内容確認を行うこと。

　b.加点項目の評価（必要に応じて各ベンダーのプレゼンテーション評価）を行うこと。

　c.必要に応じて契約書（案）の特記事項の作成を行うこと。

（５）その他附帯する業務

　①定例会議の開催と会議体制の運用支援

　a.必要な会議体制について、事例を踏まえて助言すること。

　b.会議体制の構築にあたっては事例を踏まえてどのように管理していくべきかを提案し、各種報告会・レビュー・本業務に必要な会議等の進行・スケジュール及び懸案事項の管理を行うこと。各ベンダーから提示されるスケジュール・会議の議題・システム上の機能登載方法の適性を確認し、会議資料作成にあたり、修正が必要な場合は修正すること。

　c.本業務で行った打ち合わせ・各種報告会・会議等の議事録の作成を行うこと。作成した議事録については次回会議開催までに当院の承認を得て提出すること。

　d.必要に応じて決定事項及び各作業フェーズの進捗状況の報告会を実施すること。

　e.会議に参加する際は、他病院の事例や経験をもとに適切な助言を行うこと。

　f.特に課題の多い部門などについては、個別に当院の部門担当者とベンダー担当者の面談を行い、問題解決を図ること。

（６）本委託業務の成果物

　①要求仕様書としてＡ４縦版を基本とする「宇陀市立病院・電子カルテシステムに係る要求仕様書」を納品すること。

　　納品部数：正１部、副１部、未製本版１部。

　②上記のほか、次のファイル形式で保存したＣＤ－Ｒを納品すること。納品部数及び保存形式：正１枚。作成するドキュメントのファイル形式はMicrosoft Word、Microsoft Excelを基本とするが、フロー図等については、原則Microsoft PowerPointにて作成すること。

　③契約の締結の日から要求仕様書完成までの月次業務報告、打ち合わせ議事録、会議議事録を書面にて納品すること。なお、議事録については次回会議までに当院の承認を得ること。

　　納品時期及び部数：月次業務報告は翌月５日まで。議事録は随時。正１部。

（７）特記事項

　①受託者は全業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務従事者への指揮監督を行わせ、各業務の整合を図りながら進めること。

　②受託者は、本業務を履行し得る十分な経験、専門技術及び人格を有したスタッフを複数名配置し、誠実に契約内容を履行すること。

　③受託者が当院に立ち入る場合、名札等により身分を明確にすること。

　④本業務の作業において受託者が他の事業者との調整を要する場合には、相互に協調して作業の便宜を図ること。また、本業務に関して他の事業者との打ち合わせを行った場合、受託者はその内容を議事録とし、当該打ち合わせ終了後速やかに当院に提出し、了承を得ること。

　⑤業務の確実な履行が得られないと当院が判断したときは、受託者は当院の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。

　⑥受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本業務の用に供する目的のために本業務を通じて知り得た情報を利用する場合は、事前に当院の承諾を得ること。

　⑦本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者と当院が協議のうえ決定するものとする。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上